

公認審判資格準3級を取得されている方へ（お知らせ）

2020年1月

準3級公認審判資格取者は「高校卒業年度まで有効」です。高校卒業の「翌年度中に所定の手続き（3級審判資格認定申請及び資格登録手続き）を完了すれば、改めて検定試験を受けることなく、3級審判員となり資格登録」ができます。

なお、希望すれば「満18歳になる年度内に所属する都道府県協会を通じて申請すれば、資格登録申請料（2,000円＋消費税）のみで申請できる特典」があり、学科試験、実技試験、資格登録料（3年間で5,000円）が免除されます。

準3級から3級への特別移行申請を希望する方は、審判委員会へ申請ください。県協会で一括申請する都合上、提出期限を令和2年2月20日（木）とします。

申請書提出先：〒290-0062 市原市 八幡 903-1

千葉県バドミントン協会 審判委員会・丸山秀之

TEL：0436-43-4857 携帯：070-4082-6945

メールアドレス：h_mrym2932@yahoo.co.jp